

大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 から 第15 (略)</p> <p>第16 この要領の適用について</p> <p>1 この要領は、平成23年12月15日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、平成26年3月31日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、平成26年11月1日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和元年7月30日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p><u>1 この要領は、令和4年3月7日から施行し、令和3年11月22日から適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>この要領の施行の際、現に改正前の大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業実施要領（以下「新要領」という。）の様式により提出されたものとみなす。</u></p> <p>別紙1-1 から 別紙1-4 (略)</p> <p>別紙2-1 から 別紙2-2 (略)</p> <p>別紙3 から 別紙5 (略)</p> <p>様式第1号 から 様式第9号 (略)</p> <p>別添1-1 から 別添1-2 (略)</p>	<p>第1 から 第15 (略)</p> <p>第16 この要領の適用について</p> <p>1 この要領は、平成23年12月15日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、平成26年3月31日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、平成26年11月1日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和元年7月30日から適用するものとする。</p> <p>1 この要領は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>別紙1-1 から 別紙1-4 (略)</p> <p>別紙2-1 から 別紙2-2 (略)</p> <p>別紙3 から 別紙5 (略)</p> <p>様式第1号 から 様式第9号 (略)</p> <p>別添1-1 から 別添1-2 (略)</p>

改正後

別添1-4 から 別添1-6 (略)

別添2-1 から 別添2-7 (略)

別添3 (略)

別添4-1 から 別添4-3 (略)

改正前

別添1-4 から 別添1-6 (略)

別添2-1 から 別添2-7 (略)

別添3 (略)

別添4-1 から 別添4-3 (略)

改正後

改正前

(別添4-4)

受講者一覧名簿

商号又は名称				
指定番号		コース名		
受講番号		日付	受講者名(自署)	備考
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		
	開講式・ オリエンテーション	年 月 日		
	研修修了日	年 月 日		

※研修修了日は、当該課程のカリキュラム(補講等含む)を全日程出席(完了)した日としてください。

標準様式1 から 標準様式4 (略)

(別添4-4)

受講者一覧名簿

法人・団体名				
指定番号		コース名		
受講番号		日付	受講者名(自署)	備考
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		
	オリエンテーション日	年 月 日		
	修了評価日	年 月 日		

標準様式1 から 標準様式4 (略)